

登録販売者試験における実務経験の不備について

1 端緒

H22/09/01 大阪府薬務課より、苦情を発端に実務経験不備が発覚し、他府県でも重複受験している旨、メールにより情報提供。

2 概要

①虚偽証明者：(株)日本配薬（配置販売業者(本社：東京都)、代奥田康夫)

②虚偽証明に至った経緯

- ・(株)日本配薬の説明によると、従業員6名の会社が、多数の従事者について、簡易な書面確認で証明書を発行したため、不適切な証明が生じたとのこと。

③奈良県での受験状況

・出願者 38名 (願書取下げ者 7名)

※4次(最終取り下げ11/17)にわたる取下げ(受験者からの願書取下げ及び(株)日本配薬からの実務経験証明書取下げ)。
願書取下げ者7名中4名受験(合格)3名欠席

④他府県への出願状況等

42都道府県で334名(延べ737名)が受験。

3 県での調査内容

実務経験証明の根拠書類として、日報・月報・顧客リストの提出を求め、従事時間や業務内容に不審点があれば、個別に精算書類等の追加資料提出や調査を指示。

- ・H22/09/21 京都府、兵庫県、和歌山県と合同で、奈良県庁において、情報交換及び対応の協議。同日午後、(株)日本配薬の奥田社長から事情聴取。
※不備者：願書取下申請、受験票原本返納
※(株)日本配薬：実務経験証明書の取下申請。HPでの自主公表。
- ・09/22 薬事法第69条に基づく、事案の経緯等に関する報告書提出の指示。
- ・09/24 (株)日本配薬が受験辞退についてHPで自主公表。HP掲載確認済。
- ・11/04 (株)日本配薬の代表者及び実務担当室長から事情聴取。
- ・11/17 (株)日本配薬あて警告書発出(管理不備と虚偽証明)。
- ・H23/1/4 (株)日本配薬より奈良県における配置販売業について廃止届の提出(廃止日：H22/12/31)

4 取下げに至った主な事例

- 1軒で7～8時間の滞在
- 業務日報の顧客訪問時間を大幅修正。
- 月80時間未満の勤務月があったため、実務経験が不足。
- 「平日：22時～23時に3軒新規開拓、3軒断られる。
木曜：10時間、20軒新規開拓、20軒断られる。
日曜：6時間、5軒新規開拓、5軒断られる。」
の内容で、訪問時間・件数・結果が1年を通じて完全一致。